

特別な支援が必要な子どもの理解と対応

—できることから始めるために—



平成20年3月

兵庫県企画管理部教育・情報局教育課

はじめに

兵庫県においては、平成18年度より私立幼稚園における特別支援教育を推進するため、(社)兵庫県私立幼稚園協会のご協力をいただき各私立幼稚園に臨床心理士等の専門家を特別支援教育アドバイザーとして派遣することを施策化しました。

また、併せて学識者、幼稚園関係者及び県の保健・福祉・教育各関係者を委員とする「私立幼稚園における特別支援教育振興検討会議」を設置し、現場の先生方の特別支援教育に供する「標準マニュアル」の作成について検討を重ね、このたび発行の運びとなりました。

さて、平成19年5月現在、県内に233園の私立幼稚園があり、4万6千人余りの多くの幼児を受け入れていただいております。

昨年度、当課において県内私立幼稚園全園を対象にアンケートを実施したところ、発達障害などの「気になる子ども」が全園児の約2.2%という結果が出ており、私立幼稚園の現場におけるこうした子どもたちへの対応は喫緊の課題となっております。

平成19年4月に施行された改正学校教育法により、すべての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されたように特別支援教育への期待が高まる中、私立幼稚園において、発達障害児等への適切な対応に早期から取り組んでいただくことは非常に意義深いことです。

私立幼稚園の先生方におかれましては、日々の保育の中でこのマニュアルをご活用いただければ、幸甚でございます。

最後になりましたが、このマニュアルの作成にご尽力いただきました「検討会議」の柘植会長、中心となって執筆いただきました小川委員をはじめ、ご協力いただいた委員の皆様並びに関係各位に対し、心から御礼申し上げます。

平成20年3月

兵庫県企画管理部教育・情報局教育課
課長 藤原 茂之

目 次

第Ⅰ部 特別な支援が必要な子どもへの教育総論…………… P1

第Ⅱ部 Q&A…………… P4

- Q 1 障害のある子どもを受け入れるに当たっての基本的な姿勢とは。
…………… P 4
- Q 2 障害のある子どもとの関係づくりは、どのようにすればよいのでしょうか。
…………… P 5
- Q 3 園内環境づくりには、どのような工夫や配慮をすればよいのでしょうか。
…………… P 6
- Q 4 行事に参加するときは、どのようにすればよいのでしょうか。
(運動会、発表会、入園式、園外保育を中心に)…………… P13
- Q 5 個別の指導計画は、どのような手順で作成すればよいのでしょうか。
…………… P14
- Q 6 保護者の気持ちをどう理解していけばよいのでしょうか。…………… P15
- Q 7 保護者との連携はどのようにすればよいのでしょうか。…………… P16
- Q 8 クラス全体の子どもたちへの配慮は、どのようにすればよいのでしょうか。
…………… P18
- Q 9 幼稚園内の協力体制づくりのポイントは、どういったことでしょうか。
…………… P19
- Q10 園内研修の進め方は、どのようにすればよいのでしょうか。…………… P20
- Q11 他の機関との連携の取り方は、どのようにすればよいのでしょうか。
…………… P21
- Q12 就学サポートとは、どのようなものなのでしょうか。…………… P22

第Ⅲ部 発達障害とは…………… P23

—高機能広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害・学習障害を中心に—

- 1 発達の種類と障害の種類…………… P23
- 2 発達障害の定義…………… P23
- 3 発達障害の分類と特徴等…………… P24
- 4 発達障害の就学前の気づき…………… P25
- 5 発達障害の言葉が使われるのは何歳からか…………… P26
- 6 特別支援教育の3段階の支援…………… P26
- 7 発達障害の指導と支援の手順…………… P27

第Ⅳ部 発達障害の指導と支援の実際..... P28

- 1 高機能広汎性発達障害児の場合 P 28
- 2 注意欠陥多動性障害児の場合 P 31
- 3 学習障害児の場合 P 31

第Ⅴ部 心理アセスメントについて..... P33

- 1 心理アセスメントの目的 P 33
- 2 心理アセスメントをする場合、しない場合、できない場合 P 33
- 3 心理アセスメントのプロセス P 33
- 4 実態把握のための主な検査 P 34

第Ⅵ部 資料編..... P36

- 1 個別の支援計画等様式例 P 36
 - (1) 発達支援記録 P 36
 - (2) 就学サポートシート（引継用） P 37
 - (3) 個別の教育支援計画（フェイスシート） P 38
 - (4) 個別の指導計画（例） P 39
- 2 参考になる書籍・教材 P 44
 - (1) 診断基準について P 44
 - (2) 障害と対処法の理解のために P 44
 - (3) 親・本人による著作 P 44
- 3 相談機関等の一覧 P 45

付 録 **すぐに使える絵カード** P48

第 I 部 特別な支援が必要な子どもへの教育総論

障害とは、これまで学校教育法では、5 障害（身体障害、知的障害、病弱、視覚障害、聴覚障害）に分けられ、類型化されてきた。そして、盲・聾（ろう）・養護学校において、障害の種類や程度によって「特別な指導」が行われてきたが、教育の視点は、こうした特殊教育から特別支援教育へと変わってきている。

特別支援教育とは、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの特別なニーズを適切に把握し、一人ひとりの子どもの違いを認め、子どもの視点に立って、その子に応じた指導と必要な支援を行い、共に育ちあう共生社会をめざす考え方である。

特別な支援を必要とする子どもについての保育者の役割は、その子どもをまるごと理解して、受け止め、その子の育ちにあった対応と支援策を実施すること。そして、保護者の願いに寄り添いながら健やかな成長発達を保障することであるといえる。

そのためには、特別な支援を必要とする子どもの正しいとらえ方や気づきの観点、適切な支援の方法などを理解し、実践し、さらにそれらを省みながら実践を深めいくことが求められる。

1 特別支援教育について

(1) 2005（平成 17）年 4 月に「発達障害者支援法」が施行された。この目的は、発達障害を早期に発見し、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定め、その福祉の増進に寄与することをねらいとしたものである。

定義は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められている。発達障害児とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいい、各都道府県に最低 1 カ所の発達障害者支援センターが設置されている。本書における発達障害はこの定義に基づいたものである。

(2) 2006（平成 18）年 4 月に「障害者自立支援法」が施行された。これまでは、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」といった障害種別ごとに異なった福祉サービス体系であった。障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスにより、公費負担医療等サービス提供主体を市町村に一元化された。

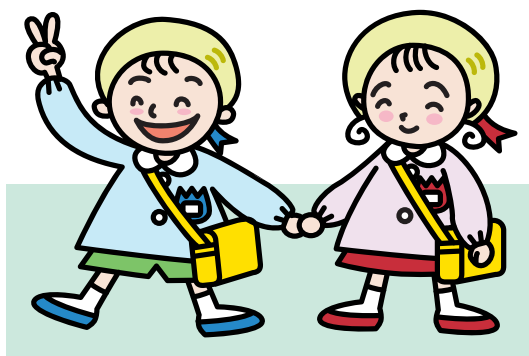
(3) 2007（平成 19）年 4 月 1 日、「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴って、従来の盲・聾（ろう）・養護学校は特別支援学校とされ、教員の免許状制度も改められるとともに、幼小中学校等においては特別支援教育を推進することが学校教育法に規定された。

そして、特別支援教育は、幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものであり、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指すものである。特別支援教育を進め

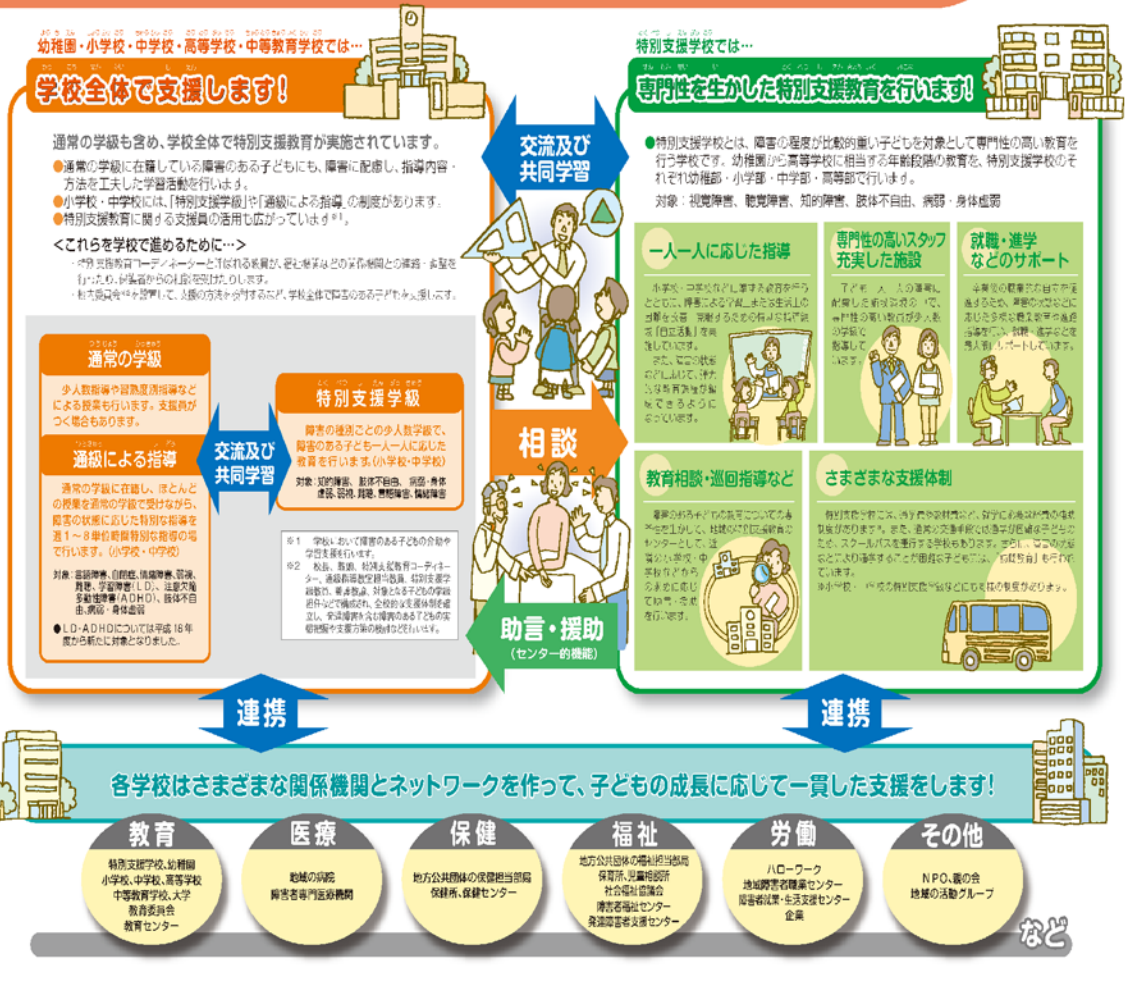
るにあたって、その理念や基本的な考え方をしっかりと把握しておくことが大切である。



(出所) 文部科学省 <http://www.mext.go.jp> 2008/2 検索



特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！



(出所) 文部科学省 <http://www.mext.go.jp> 2008/2 検索

2 幼稚園における「特別支援教育」の課題

- (1) 教員体制など保育者の専門性の向上
- (2) 環境整備として、関係者のネットワークによるサポート体制の確立
- (3) 障害保育にかかる担当者の増員
- (4) 人間性あふれる保育者の育成

特別支援教育への理解と普及を進めることによって、「共に生き、共に育つ」集団生活において、支援を必要とする子どもたちが、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服し、幸せで健やかに育つようにしていきたい。

そのためには、現在の教育・保育が抱えている課題に対処したシステム作りが必要であり、子どもたちの生活状況や教育的ニーズ、保護者のニーズに応じた各居住地域や各園の自主性・自律性の確立とその創意工夫のある教育活動が期待される。